011 号

銀年情報（第 11 号）

特例追納で年金額増

1 被保険者の種類

年金制度を知るために欠かせないことは、被保険者の種類であり、まずはご自身、ご家族が下表のどれに該当するかご確認ください。

保険料負担面からみると、第 1 号被保険者（以下「1 号」といいます）は年金事務所へ現金納付（免除制度あり）、第 2 号被保険者（以下「2 号」といいます）は企業が給与から源泉控除して年金事務所へ納付（半額を企業が負担）、第 3 号被保険者（以下「3 号」といいます）は各自が保険料納付をする必要はありません。

老齢基礎年金額は、1 号、2 号、3 号の保険料納付済月数が 480 月（40 年）に足らないと減額されますから、20 歳から 60 歳までどれかに加入（届出）し、保険料を納付する必要があります。

第 1 号被保険者 自営業者・学生・アルバイト・無業者（20 歳以上 60 歳未満） 149,163 人（任意加入を含む）	第 2 号被保険者 企業勤務者 319,117 人	第 3 号被保険者 第 2 号被保険者に扶養されている配偶者（20 歳以上 60 歳未満）98,648 人
被保険者数合計：566,928 人		

（山口県内・平成 27 年 3 月末）

2 無業の妻に対する年金制度の沿革

国民年金制度は、昭和 36 年 4 月より保険料納付が開始されました。制度創設にあたり、夫が厚生年金保険に加入し、妻が専業主婦である場合に当該妻を強制加入とするか否かをめぐって大議論がありました。当時の判断として、無業の妻から保険料を徴収することは困難であること、厚生年金保険の老齢年金が夫婦単位で給付設計をしていることから（妻がいるときは夫の年金に加給金を加算）、当面、強制加入とせずに、希望すれば任意加入できることで決着しました。まだ、年金受給者が少ない時代の判断です。

妻が任意加入していなかったときで高齢期に離婚すると、妻は無年金者となってしまうことから、女性の年金権を確立する観点から、昭和 61 年 4 月 1 日より 3 号として強制加入にしました。

なお、妻の解説となっているところ、多数がそうであるからであり、妻 2 号、夫がその扶養であるときは夫が 3 号となります。

3 3 号の仕組み

3 号は、各自が保険料納付をする必要はありません。しかしそれは、保険料負担がないことを意味しません。次図のとおり、厚生年金保険の加入者が自己の保険料

とともに 3 号の保険料を負担しています。独身の者、夫婦共働きに関係なく、厚生年金保険の加入者から 3 号の保険料を拠出していただいていますから、3 号の制度がなければ、その分厚生年金保険料が安くなることになります。

4　3 号の自覚

年金制度の運営者側では、3 号を把握する必要があることから、届出いただくべきところ、これが機能するかという疑念は制度発足前からありました。1 について理解いただく工夫と理解する努力の双方が必要なのです。

これがなかなか難しく、次図のような事例が発生しています。

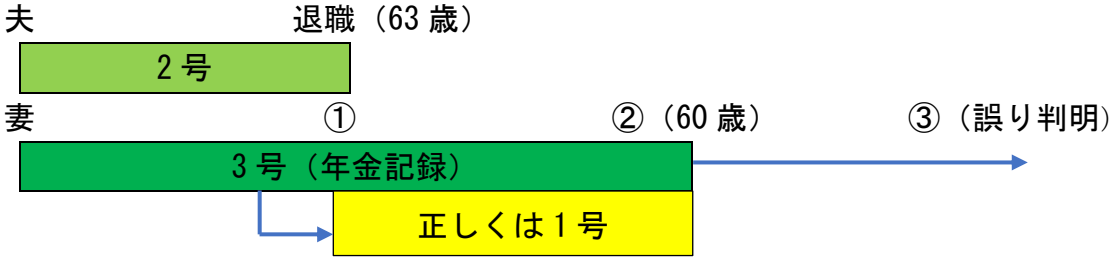

夫に扶養されていても、夫が 2 号でなければ妻は 3 号となり得ません。そうすると、妻は、①の時点から 1 号として保険料を納付すべきことになります。ところが、1 号の保険料は 2 年で時効消滅するため、その認識が③の時点でされ、③の時点が①から 2 年を経過していると既に保険料納付ができません。したがって、その分、年金額が低くいことになってしまうのです。被保険者の種類が浸透していないことによる悲劇といえます。

5　特例追納（平成 30 年 3 月 31 日まで）

4 の図のように、専業主婦（主夫）の届出漏れ期間が発生し、1 号への切替手続きが遅れたことによる救済措置があります（手続きが必要）。時効消滅しており、本来、納付できない期間につき、特例によって追納できる機会です。平成 30 年 3 月 31 日までの特例ですから、該当する方は逃さず追納して、高い年金受給へ繋げていきましょう。

年金制度を知る努力が、高い年金受給につながります。企業内研修や個人年金相談を承っております。

745-0031　周南市銀南街 21　銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人　代表社員　吉国　智彦
TEL　0834-34-0567　FAX　0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp